

令和2年8月21日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特定保健用 食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の1件です。

(参考)

特定保健用食品(条件付き特定保健用食品を含む。)は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和2年8月21日現在、1074件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/p df/food_labeling_cms206_200122_04.pdf を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 石井、林

TEL: 03-3507-9220 (直通)

FAX: 03-3507-9292

別 紙)

通し番	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	1秒オープンおさかなソー セージ	マルハニチロ株式会社	2010601040697	フィッシュソー セージ	カルシウム	この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃 の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な 食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、 歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減す るかもしれません。	り、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗鬆症に なるリスクがなくなるわけではありません。医師	1本(70g)を目安に召し上がりください。	疾病リスク低減表示特保	R2.8.21	1811